

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

特別養護老人ホーム悠久の栖 運営規程

規程制定 令和6年6月1日

（事業の目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人寿星会が運営する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）「特別養護老人ホーム悠久の栖」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業【指定介護予防短期入所生活介護】の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態にある利用者【介護予防にあつては要支援状態】にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施にあたっては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者等の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所の従事者は、要介護者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排せつ、食事等の介護等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、要介護者等の生活機能の維持又は、向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保険・医療・福祉サービスとの緻密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称 指定短期入所生活介護事業所 「特別養護老人ホーム 悠久の栖」

(2) 所在地 埼玉県川口市大字道合字八本木937-1

(3) 定員 空床利用型 特別養護老人ホーム悠久の栖の定員 80人以内

事業所は災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室定員を超えて入所させないものとする。

(事業所の従業員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(施設長・常勤専従)、
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名(非常勤)
医師は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持および健康衛生指導のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名以上(常勤)
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 3名以上(常勤2名以上、非常勤1名以上)
看護職員は、利用者の日々の健康状態をチェックし、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 24名以上(常勤15名以上、非常勤18名以上)
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び日常生活の援助を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上(常勤)
管理栄養士は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、食事の献立作成、施設利用者の栄養指導、調理員の指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上(常勤兼務、看護職員と兼務)
機能訓練指導員は、利用者の機能の減退を防止するために訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上(常勤)
介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。
- (9) 調理員 1名以上(常勤)
調理員は、献立に基づき調理し、配膳する。
- (10) 事務職員 1名以上(常勤)
事務職員は必要な事務を行う。

(事業所の内容)

第5条 事業所の内容は次の通りとする。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の利用により、又は、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障のある者とする。
- (2) 利用者は、短期入所生活介護施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。

- (3) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画に基づく、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (4) 事業者は、事業の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う
- (5) 事業の提供にあたっては、介護又は介護予防技術の進歩に対応し、適切な介護又は介護予防技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第6条 管理者は、相当期間（概ね連続する4日間）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従事者又は介護予防短期入所生活介護従事者と協議の上、サービスの目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 管理者は、前項の短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護の作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の作成にあたっては、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることが出来るものとする。

(1) ユニット型個室

厚生労働大臣の定める基準に基づき、徴収する居住費については、日額2550円とする。

ただし、所得に応じた利用者負担の軽減段階として、第1段階及び第2段階に該当する者については、月額880円 第三段階(1)及び 第三段階(2)については、月額1370円とする。

(2) 食費 一日当たり1445円(朝食366円、昼食657円、おやつ56円、夕食366円)

ただし、所得に応じた利用者負担の軽減段階として、第一段階に該当する者については、月額300円、第二段階に該当する者については、月額600円、第三段階(1)に該当する者については、月額1000円、第三段階(2)に該当する者については、月額1300円とする。

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

(4) 理美容代 実費

(5) 日常生活費 施設が提供するサービスの次の費用のうち、利用者がそのサービスの提供を希望する場合の費用

・ 出納管理費 80円/月額

・ 日用品費 150円/月額

・ 教養娯楽費 100円/月額

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、施設利用者又はその家族に対して事前に説明し同意を得るものとする。なお、公共料金の変更等に伴い居室費が変更される場合も同様とする。

(通常の送迎実施地域)

第8条 通常の送迎実施地域は、川口市、蕨市、草加市とする。

※他地域に関しては要相談とする。

(個人情報の保護及び取扱い)

第9条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防に会っては地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に火災や災害避難、救出、その他必要な訓練を設けるものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる様に務める。

(苦情の処理)

第13条 事業所は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずることとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(虐待に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けていると思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密の保持)

第16条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た施設利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じるとともに、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を記載した雇用契約を取り交わしておくものとする。

3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 従業者は、利用者に対して次に掲げる事項を厳守するように指示する。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をするものとする。

(2) 火気の取扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上の生じた必要な指示に従うこと。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 当事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、これに応じられる業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年に1回以上

2 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用者のサービスの選択に質するように努めるものとする。

3 正当な理由なく、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認められた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適切な事業者を紹介することとする。

4 要介護認定等の認定を受けている利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行うものとする。

5 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供することとする。

6 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、迅速かつ適切な対応をすると共に、文書にて記録し保管するものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人寿星会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。